

大和公園テニスコート及び駐車場、テニススクール 運営管理業務委託 募集要領

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下、「協会」という）では大和公園（別添1「位置図、写真」参照）において、大和公園テニスコート及び駐車場、テニススクールの運営管理業務の委託事業者（以下「事業者」という。）の選定（見積合せ）について広く応募者を募るため、本要領に必要な手続等について定める。

I. 資格要件

次の1～4の要件をすべて満たす法人とする。

1. 神戸市内において、平成27年4月1日から令和7年3月31日の間に合計3年以上のテニスコート及びテニススクールの運営実績のある者
2. 次の①～③のいずれにも該当しない者であること
 - ① 当該見積合せに係る契約を締結する能力を有しない
 - ② 破産者で復権を得ない
 - ③ 国税及び神戸市税の未納がある
3. 次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であつて、その事実があつた後3年間経過した者を含む。）であること
 - ① 神戸市又は協会が行った競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ② 神戸市又は協会が行った競争入札又はせり売りにおいて、落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき
 - ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - ④ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき
 - ⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと

II. 業務概要

1 業務名

大和公園テニスコート及び駐車場、テニススクール運営管理業務委託

2 業務地

大和公園テニスコート、駐車場
(神戸市灘区中郷町5丁目1番1号)

3 業務内容

別添2「運営管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※神戸市において公益上その他の必要な場合に、神戸市から協会が受託している「都市公園等維持管理業務」の大和公園の管理業務の契約が取り消された場合はこの限りでない。

※業務委託の履行内容が優良又は良好であり、かつ、法令違反や重大な瑕疵がない場合、翌年度の委託契約を継続することがある。

※継続期間は、受託初年度より5年間を限度とし、契約の継続には神戸市と協会の「都市公園等維持管理業務」の大和公園の管理業務の契約及び会計年度の予算成立を条件とする。また、委託業務の内容に変更が生じた場合は、成績優良であっても特命随意契約の締結を行わないことがある。

5 施設概要

- ・テニスコート(砂入人工芝)4面

※令和5年～令和6年度に砂入人工芝全面張り替え済み

- ・駐車場 29台(うち身体障害者用1台) 入庫は8:00～18:00 出庫は24時間可能
利用料金 最初の1時間200円、以後の1時間毎に100円

※令和8年度以降に料金改訂を行う可能性あり

- ・テニスコート管理事務所、テニススクールクラブハウス(シャワーブース2箇所付)
- ・更衣室(男子用1箇所、女子用1箇所)

※駐車場及びテニスコート、更衣室の設備及び備品は神戸市又は協会の所有物である。

※管理事務所内の机、椅子、エアコン、券売機は神戸市又は協会の所有物である。その他は現事業者の所有物である。

※テニススクールクラブハウスの備品は現事業者の所有物である。

※駐車場は大和公園駐車場の駐車場であり、テニスコート専用ではない。

※詳細については現地説明会で確認すること。

6 予算上限額

年額3,790,000円(税抜)

※令和8年度予算の成立を前提とする。

7 歩合

スクール運営管理による年間の受講料収入が次に掲げる収入額になる場合、それぞれの金額に応じた割合の歩合金を協会に支払うこと。

- (1) 年間の受講料が 10,000 千円未満の場合は 5 %
- (2) 年間の受講料が 10,000 千円以上、20,000 千円未満の場合は 10 %
- (3) 年間の受講料が 20,000 千円以上の場合は 20 %

年間の物品の販売および貸出しの売上金額の 5 %の歩合金を協会に支払うこと。

8 当事業に関するリスク分担は以下のとおりとする。

項目	内容	協会	事業者
法令変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による。	
	上記以外の法令変更		○
税制等の変更(消費税及び消費税、法人税以外の本事業にかかる新税の成立などを除く)			○
物価変動		※1	○
需要の変動			○
事故発生 (情報漏えい含む)	事業者の責めに帰するもの		○
	施設・設備の設置に係るもの	※2	
第三者への賠償			
利用者への対応	その他	協議による。	
事業の変更休止	事業者の責めに帰するもの		○
	協会の責めに帰するもの	○	
上記以外の不可抗力(いずれの責めにも当たらない事項)		協議による。	
業務の引き継ぎに関する事項			○

※1 原則として、事業者リスクとしますが、想定されない大きな物価変動などがあった場合、協議とする。

※2 事業者が、善良なる管理者の義務を怠っていた場合、事業者の責任になることがある。

Ⅲ. 事業者決定までの手続き

1. スケジュール

募集要領の配布	令和7年12月 1日(月) 午後3時から 令和7年12月16日(火) 正午まで (公財)神戸市公園緑化協会のホームページからダウンロードしてください。 URL : https://www.kobe-park.or.jp/category/internal
現地説明会	令和7年 12月 9日(火) 午前10時～午前11時
質問書受付期間	令和7年 12月 9日(火) 午前9時から 令和7年 12月16日(火) 午後5時まで
質問に対する回答期日	令和7年 12月19日(金) 午後5時(予定)

応募書類の受付	令和7年 12月22日（月）午前9時から 令和7年 12月26日（金）午後5時まで
選定結果の通知	令和8年 1月中旬頃（予定）

2. 応募方法

①現地説明会への参加

開催日時	令和7年12月 9日（火）午前10時～午前11時
集合場所	大和公園テニスコート管理事務所前
説明内容	募集要項等の概要説明を行った後、現地見学をしていただきます。
参加人数	1団体につき3名以内
申込方法	「現地説明会参加申込書（様式1）」に必要事項を記入の上、は令和7年12月5日（金）17時までに「VI. 提出先、問い合わせ先(事務局)」に電子メールにてお申込みください。 ※件名は「【参加申込】大和公園テニスコート他運営管理業務委託」と記入してください。 ※現地説明会に参加されない場合でも応募は可能です ※なお、本募集要項Ⅰの応募資格要件を満たさない法人は参加できません。 ※現地説明会でのご質問はお受けできません。

②質問書の受付と回答方法

受付期間	令和7年12月9日（火）午前9時から 令和7年12月16日（火）午後5時まで
受付方法	「質問書（様式2）」に必要事項を記入の上、上記期間内に、電子メールに添付して「VI. 提出先、問い合わせ先(事務局)」に提出してください。 ※件名は「【質問】大和公園テニスコート他運営管理業務委託」と明記してください。
回答方法	「質問書」を受付後、回答を（公財）神戸市公園緑化協会のホームページに掲載します。 URL：https://www.kobe-park.or.jp/category/internal ※口頭や電話による質問、受付期間外の提出には応じません。 ※回答にあたり法人名は非公表とします。 ※現地説明会に参加していない法人からの質問にも回答します。
回答日時	令和7年12月19日（金）午後5時までにを行う予定です。

③応募書類の受付

受付期間	令和7年12月22日（月）午前9時から 令和7年12月26日（金）午後5時まで ※提出期限を経過した後は、書類の受付をいたしません。また、提出期限を経過した後の書類の変更及び追加は認めません。 ※提出された応募書類の確認結果により、応募資格を有しない者については、令和8年1月8日（木）までに電子メールにより文書にて通知します。
「見積合せ参加申込書兼誓約書」 「見積書」	「見積合せ参加申込書兼誓約書（様式3）」 ・落札後の契約権限のある名義で申し込むこと。 「見積書（様式4）」 ・金額は、算用数字ではっきりと記入すること。 ・金額の前に「¥」マークを記載すること。 ・記入する所在地・会社等の名称・代表者名は、後日契約を締結する際のものと同じのものにすること。 ・所定の要件を満たさない、又はその他記載事項の不明瞭な見積書は無効とする
提出方法 提出先	電子メールで提出してください。 応募書類データ一式を上記期間内に、電子メールにより「VI. 提出先、問い合わせ先（事務局）」に提出してください。電子メール受信後に事務局から受付確認の返信メールをお送りします。 ※データ形式はPDFファイルとしてください。 ※セキュリティ対策を行ったうえで提出してください。 ※件名は「【応募】大和公園テニスコート他運営管理業務委託」と明記してください。 ※電子データの総容量が10メガバイトを超える場合、協会側で受信ができないため、大容量ファイルサーバー等を活用し、提出してください。なお、活用できるサービス等が見つからない場合は、事前に「VI. 提出先、問い合わせ先（事務局）」に連絡してください。 ※事務局が電子メールを受信した後、翌営業日の午後5時までに受信確認の電子メールを送付します。受信確認の電子メールが到達しない場合は、電話により提出先まで確認してください。 応募者がこれらを怠ったことにより電子メールが未達となった場合、協会は一切の責任を負いません。

3. 見積合せの方法

(1) 予定上限価格

- ・見積合せにあたっては予定上限価格を設ける。
- ・予定上限価格は年額 3,790,000 円（税抜）とする。
- ・予定上限価格を上回る見積額の見積書が提出された場合は、不調となった際の参考扱いとする。

(2) 選定方法

- ・見積合せ期限後、ただちに事務局で開札を行い、事業者を選定する。
- ・最も低い金額をもって見積した者を事業者として選定する。
- ・同額の見積者が複数あった場合は、くじ引きにより事業者を選定する。
- ・応募者の見積額が予定上限価格を下回らない場合は不調とする。不調の場合は最低額を提示した応募者と交渉し、合意があれば当該事業者を委託事業者として選定し、随意契約を行う。最低額を提示した応募者との随意契約ができない場合は2位以下の事業者と順に交渉し、随意契約を行うものとする。

(3) 選定結果

- ・選定結果は応募した各事業者に個別に通知する。

IV. 契約の手続き

1 契約の締結

選定された事業者は「大和公園テニスコート及び駐車場、テニススクール運営管理業務委託契約」を協会と締結する。（令和8年1月予定）

契約書鏡案（様式6）

2 必要書類の提出

選定された事業者は、決定後速やかに必要書類として下記の書類を提出すること。

(1) 登記事項証明書[履歴事項全部証明書]

(2) 国税の納税証明書及び神戸市税の滞納がないことの証明書

①国税は納税証明書その3の2またはその3の3（納税地の所轄税務署で発行）

②神戸市税は滞納がないことの証明書（新長田合同庁舎で発行）

※ 直近の状況のわかる証明書を提出すること。

※ 神戸市内に営業拠点がない等、神戸市税の未納がない証明ができない場合は、納税義務がないということの申立書を提出すること。

(3) 役員等名簿（様式5）

(4) 実施計画書

3 その他

(1) 選定された者の都合により契約締結にいたらなかった場合、今後5年間協会が行う本業務類似の事業の事業者選定のための入札・見積合せへの参加を認めない。

(2) 契約締結後、事業者の用途指定違反、見積合せ条件違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当等誓約書との相違が判明した場合には、直ちに契約を解除するとともに契約で定める違約金（年間納付金額相当）を協会に納付す

るものとする。

(3) 神戸市と協会の「都市公園等維持管理業務」の大和公園の管理業務の契約がなくなった場合は、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行わない。

(4) その他、詳細は契約書で定めるものとする。

- 別 添 1 位置図、写真
 2 運営管理業務委託仕様書

- 様 式 1 現地説明会参加申込書
 2 質問書
 3 見積合せ参加申込書兼誓約書
 4 見積書
 5 役員等名簿
 6 契約書鏡（案）

VI. 提出先、問い合わせ先（事務局）

〒654-0163 神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター 2 階

公益財団法人 神戸市公園緑化協会

担当 志方、澁谷

電話 078-795-5657

電子メール partner@kobe-park.or.jp